

記入例(代表者の変更)

変更許可申請書

〇〇 年 〇 月 〇〇 日

別府市長 あて

申請者住所 別府市上野口町1番15号

氏名 環境課株式会社
代表取締役 別府 花子

生年月日 S45.12.12

個人の申請で商号（屋号）
がある場合は記入

(環境課商店)

(法人の場合は本店の所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 0977-00-0000

次のように（ 役員 ）の変更をしたいので、別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定により、許可証及び関係書類を添付の上、申請します。

取扱廃棄物の種類	事業系ごみ
許可の番号	許可第 〇〇 号
変更事項	(変更前) 別府 市郎が 代表取締役 から 取締役へ 別府 花子が 取締役 から 代表取締役へ 変更し、 代表者を 別府 花子 へ変更 (変更後) 別紙 役員調書のとおり
変更理由	別府花子が代表取締役に就任したため
添付書類	・ 許可証 ・ 商業登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明） ・ 役員調書（変更後） ・ 法に定める許可基準に適合する旨の証（変更後）

今回の申請で
変更する内容を記入

法に定める許可基準に適合する旨の証

記入例(代表者の変更)

〇〇年〇月〇〇日

別府市長あて

申請者住所 別府市上野口町1番15号

氏名 環境課株式会社
代表取締役 別府 花子

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからル(裏面に記載)までのいずれにも該当しないことを証します。

役職名	氏名	住所
代表取締役	別府 花子	別府市上野口町1番15号
取締役	別府 市郎	別府市上野口町1番15号
取締役	別府 温	別府市上野口町1番15号
監査役	別府 泉	別府市上野口町1番15号
	変更後の役員を全て記載	

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令
- ロ 破産手続開始の日から五年を経過しない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人※であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人※であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人※のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人※のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

※ 上記のト、ヌ及びルの政令で定める使用人（施行令第四条の七）

法第七条第五項第四号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記入例（役員の増員）

変更許可申請書

〇〇 年 〇 月 〇〇 日

別府市長 あて

申請者住所 別府市上野口町1番15号

氏名 環境課株式会社
代表取締役 別府 市郎

生年月日 S40.10.10

個人の申請で商号（屋号）
がある場合は記入

（環境課商店）

（法人の場合は本店の所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 0977-00-0000

次のように（ 役員 ）の変更をしたいので、別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定により、許可証及び関係書類を添付の上、申請します。

取扱廃棄物の種類	事業系ごみ
許可の番号	許可第 〇〇 号 今回の申請で 変更する内容を記入
変更事項	(変更前) 取締役 別府 八湯 を増員 (変更後) 別紙 役員調書のとおり
変更理由	別府八湯が取締役に就任したため
添付書類	・許可証 ・商業登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明） ・役員調書（増員後） ・住民票（増員する役員のみ） ・身元（分）証明書（増員する役員のみ） ・法に定める許可基準に適合する旨の証（増員後）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令
- ロ 破産手続開始の日から五年を経過しない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人※であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人※であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人※のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人※のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

※ 上記のト、ヌ及びルの政令で定める使用人（施行令第四条の七）

法第七条第五項第四号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記入例（役員の減員）

変更許可申請書

〇〇年 〇月 〇〇日

別府市長 あて

申請者住所 別府市上野口町1番15号

氏名 環境課株式会社
代表取締役 別府 市郎

生年月日 S40.10.10

個人の申請で商号（屋号）
がある場合は記入

（環境課商店）

（法人の場合は本店の所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 0977-00-0000

次のように（ 役員 ）の変更をしたいので、別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定により、許可証及び関係書類を添付の上、申請します。

取扱廃棄物の種類	事業系ごみ
許可の番号	許可第 〇〇 号 今回の申請で 変更する内容を記入
変更事項	(変更前) 取締役 別府 温 を減員 (変更後) 別紙 役員調書のとおり
変更理由	取締役別府温が退任したため
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 許可証・ 商業登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明）・ 役員調書（減員後）・ 法に定める許可基準に適合する旨の証（減員後）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令
- ロ 破産手続開始の日から五年を経過しない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人※であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人※であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人※のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人※のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

※ 上記のト、ヌ及びルの政令で定める使用人（施行令第四条の七）

法第七条第五項第四号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記入例（役員の減員と増員）

変更許可申請書

〇〇年 〇月 〇〇日

別府市長 あて

申請者住所 別府市上野口町1番15号

氏名 環境課株式会社
代表取締役 別府 市郎

生年月日 S40.10.10

個人の申請で商号（屋号）
がある場合は記入

（環境課商店）

（法人の場合は本店の所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 0977-00-0000

次のように（ 役員 ）の変更をしたいので、別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定により、許可証及び関係書類を添付の上、申請します。

取扱廃棄物の種類	事業系ごみ
許可の番号	許可第 〇〇 号 今回の申請で 変更する内容を記入
変更事項	(変更前) 取締役 別府 温 を減員 取締役 別府 八湯 を増員 (変更後) 別紙 役員調書のとおり
変更理由	取締役別府温が退任し、取締役別府八湯が就任したため
添付書類	・許可証 ・商業登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明） ・役員調書（減員・増員後） ・住民票（増員する役員のみ） ・身元（分）証明書（増員する役員のみ） ・法に定める許可基準に適合する旨の証（減員・増員後）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令
- ロ 破産手続開始の日から五年を経過しない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人※であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人※であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人※のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人※のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

※ 上記のト、ヌ及びルの政令で定める使用人（施行令第四条の七）

法第七条第五項第四号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの